

# 令和6年第1回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤 井 寺 市



目 次

| 議案番号 | 議 案 名  | ページ |
|------|--|-----|
|      | (報 告)  |     |
| 1    | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度藤井寺市一般会計補正予算（第9号））                                    | 1   |
|      | (議 案)  |     |
| 1    | 藤井寺市防災会議条例の一部改正について  | 2   |
| 2    | 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について    | 4   |
| 3    | 藤井寺市手数料条例の一部改正について   | 6   |
| 4    | 市立藤井寺市民病院の廃院に伴う関係条例の整理について   | 9   |
| 5    | 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について   | 17  |
| 6    | 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について   | 20  |
| 7    | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について   | 22  |
| 8    | 藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について   | 25  |
| 9    | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  | 27  |
| 10   | 藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について | 29  |
| 11   | 藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について          | 34  |
| 12   | 藤井寺市介護保険条例の一部改正について  | 38  |
| 13   | 藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  | 42  |
| 14   | 藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人                       | 53  |

|     |   |     |
|-----|---|-----|
|     | 員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |     |
| 1 5 | 藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について   | 5 9 |
| 1 6 | 藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正について                               | 6 1 |
| 1 7 | 藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について                                      | 6 8 |
| 1 8 | 市道路線の認定、一部廃止及び変更について  | 7 0 |

このほかの提出議案

|      |     |                                  |
|------|-----|----------------------------------|
| 議案番号 | 1 9 | 令和5年度藤井寺市一般会計補正予算（第10号）について      |
|      | 2 0 | 令和5年度藤井寺市一般会計補正予算（第11号）について      |
|      | 2 1 | 令和5年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
|      | 2 2 | 令和5年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）について   |
|      | 2 3 | 令和5年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第3号）について     |
|      | 2 4 | 令和5年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について  |
|      | 2 5 | 令和6年度藤井寺市一般会計予算について              |
|      | 2 6 | 令和6年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について        |
|      | 2 7 | 令和6年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について       |
|      | 2 8 | 令和6年度藤井寺市介護保険特別会計予算について          |
|      | 2 9 | 令和6年度藤井寺市公共下水道事業会計予算について         |

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第 9 号））

令和 5 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和  
22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 1 号

藤井寺市防災会議条例の一部改正について

藤井寺市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消防組織の広域化により、柏原羽曳野藤井寺消防組合の名称及び組織体制が変更されることに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市防災会議条例の一部を改正する条例

藤井寺市防災会議条例（昭和39年藤井寺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「消防長」を「大阪南消防組合柏羽藤消防署長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 2 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）別表第 2 が削られることに伴い、条例中の引用部分について所要の改正を行うものである。



## 藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

### 議案第 3 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

### 提案理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）による宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）が令和 5 年 5 月 2 6 日に施行され、令和 6 年 4 月 1 日に大阪府から宅地造成工事規制区域に指定されることに伴い、新たな事務手続に係る手数料を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中11の項を12の項とし、8の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次の1項を加える。

8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

| 事 務   | 単 位 | 金 額    |
|---|-----|--------|
| 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等（以下「宅地造成等」という。）に関する工事に対する法第18条第1項の規定による中間検査 |     |        |
| (1) 宅地造成等に関する工事の面積が500平方メートルのとき。  | 1件  | 3,900円 |
| (2) 宅地造成等に関する工事の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。  | 1件  | 4,300円 |
| (3) 宅地造成等に関する工事の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。  | 1件  | 4,800円 |
| (4) 宅地造成等に関する工事の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき。  | 1件  | 5,500円 |
| (5) 宅地造成等に関する工事の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。  | 1件  | 6,100円 |
| (6) 宅地造成等に関する工事の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。   | 1件  | 7,000円 |
| (7) 宅地造成等に関する工事の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の   | 1件  | 9,200円 |

|  |    |             |
|--|----|-------------|
| とき。  |    |             |
| (8) 宅地造成等に関する工事の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき。   | 1件 | 12,600<br>円 |
| (9) 宅地造成等に関する工事の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき。   | 1件 | 18,100<br>円 |
| (10) 宅地造成等に関する工事の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき。 | 1件 | 24,600<br>円 |
| (11) 宅地造成等に関する工事の面積が100,000平方メートルを超えるとき。               | 1件 | 31,800<br>円 |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

市立藤井寺市民病院の廃院に伴う関係条例の整理について

市立藤井寺市民病院の廃院に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日から市立藤井寺市民病院が廃院となるため、関係条例の規定を整理するものである。

藤井寺市条例第 号

市立藤井寺市民病院の廃院に伴う関係条例の整理に関する条例

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市立藤井寺市民病院医療倫理委員会委員の項、市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員の項及び市立藤井寺市民病院あり方検討委員会委員の項を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、初任給調整手当」及び「、宿日直手当」を削る。

第3条第1項第2号アを次のように改める。

ア 削除

第10条第3項中「(病院において医療業務に従事する医師にあつては、57歳)」を削る。

第12条の5を削る。

第14条第1項ただし書を削り、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」に改める。

第15条第1項中「(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」及び「、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」を削り、同項第1号中「(医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」を削り、同項第2号中「及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を削り、同条第2項中「新たに職員となった者に扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を「新たに職員となった者に扶養親族」に、「医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」で同項」を「職員に扶養親族で前項」に、「医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、

父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を「扶養手当を受けている職員の扶養親族」に改め、同条第3項中「又は第3号」を削り、同項第2号中「（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「及び医(1)1等級職員」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号中「及び医(1)1等級職員」を削り、同号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とする。

第15条の2第3項を削る。

第23条を次のように改める。

### 第23条 削除

第25条の2中「第12条の5、第14条」を「第14条」に改める。

第25条の3第1項を削り、同条第2項中「第12条の5、第14条」を「第14条」に改め、同項を同条とする。

別表第2アの項を次のように改める。

#### ア 削除

別表第2イの項の表備考中「、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師」を削り、同表ウの項の表備考中「病院等に勤務する」を削る。

別表第3(2)の項、(3)の項及び(4)の項を次のように改める。

#### (2) 削除

#### (3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務              |
|-------|----------------------|
| 特1等級  | 1 課長の職務<br>2 参事の職務   |
| 1等級   | 1 課長代理の職務<br>2 主幹の職務 |
| 2等級   | 1 チーフの職務<br>2 主査の職務  |
| 3等級   | 1 歯科衛生士の職務           |

|  |          |
|--|----------|
|  | 2 栄養士の職務 |
|--|----------|

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                                   |
|-------|---|
| 特1等級  | 1 課長の職務<br>2 参事の職務                        |
| 1等級   | 1 訪問看護ステーション所長の職務<br>2 課長代理の職務<br>3 主幹の職務 |
| 2等級   | 1 主任看護師の職務<br>2 チーフの職務<br>3 主査の職務         |
| 3等級   | 1 保健師の職務<br>2 看護師の職務<br>3 准看護師の職務         |

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第15項」を「第14項」に改める。

附則第3項中「附則第10項」を「附則第9項」に改める。

附則中第9項を削り、第10項を第9項とする。

附則第11項中「定年（附則第7項及び附則第9項に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第7項に掲げる職員にあつては同項に定める年齢とし、附則第9項に掲げる職員にあつては65歳）」を「60歳」に改め、「とし、附則第7項に規定する職員にあつては60歳とし、附則第9項に規定する職員にあつては65歳」を削り、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「次の表の左欄に掲げる者であつて、退職」を「退職」に、「それぞれ同表の右欄に掲げる年齢」を「60歳」に改め、同項の表を削り、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ」を削り、「同表



の右欄に掲げる字句」を「「60歳」」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢」を「60歳」に、「附則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢」を「60歳」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢」を「60歳」に改め、同項を附則第14項とする。

(藤井寺市特別会計条例の一部改正)

第4条 藤井寺市特別会計条例(昭和39年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第6条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

|    |                     |                                |
|----|---------------------|--------------------------------|
| 市長 | 市立藤井寺市民病院あり方検討委員会   | 市立藤井寺市民病院のあり方検討についての調査審議に関する事務 |
| 市長 | 藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会 | 公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務 |

」

を

「

|    |                |                                |
|----|----------------|--------------------------------|
| 市長 | 藤井寺市公共施設マネジメント | 公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務 |
|----|----------------|--------------------------------|

|  |       |  |
|--|-------|--|
|  | 検討委員会 |  |
|--|-------|--|

に

「

|    |                     |  |
|----|---------------------|--|
| 市長 | 藤井寺市児童福祉審議会         | 児童福祉についての調査審議に関する事務                        |
| 市長 | 市立藤井寺市民病院医療倫理委員会    | 市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務 |
| 市長 | 市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会 | 市立藤井寺市民病院改革プランの実施状況の点検及び評価についての調査審議に関する事務  |

を

「

|    |             |                     |
|----|-------------|---------------------|
| 市長 | 藤井寺市児童福祉審議会 | 児童福祉についての調査審議に関する事務 |
|----|-------------|---------------------|

に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和54年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、宿日直手当」を削る。

第11条を削り、第11条の2を第11条とする。

(藤井寺市職員定数条例の一部改正)

第8条 藤井寺市職員定数条例(昭和55年藤井寺市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「688人」を「576人」に改め、同項第2号中「(病院事業の職員を除く。)」を削り、「462人」を「473人」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「97人」を「85人」に改め、同号を同項第3号とし、

同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「2 人」を「3 人」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 9 条 職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年藤井寺市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する

第 6 条中「（病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）」を削る。

附則中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 0 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 0 年藤井寺市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項中「病院医務」を「医務」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 1 5 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表中「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改め、同表医療業務特別勤務手当の項を削る。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 重要な公の施設に関する条例（平成 1 9 年藤井寺市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 9 号を削り、第 2 0 号を第 1 9 号とする。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、初任給調整手当」及び「、宿日直手当」を削る。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 1 4 条を次のように改める。

第 1 4 条 削除

第 2 2 条を次のように改める。

第 2 2 条 削除

第23条中「第12条」を「第11条」に改める。

第27条を次のように改める。

#### 第27条 削除

別表第2アの項を次のように改める。

##### ア 削除

別表第2イの項の表備考中「、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士」を削る。

別表第3(2)の項及び(3)の項を次のように改める。

##### (2) 削除

##### (3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                        |
|-------|--------------------------------|
| 1等級   | 歯科衛生士の職務<br>管理栄養士の職務<br>栄養士の職務 |

(市立藤井寺市民病院施設整備基金条例の廃止)

第13条 市立藤井寺市民病院施設整備基金条例(平成10年藤井寺市条例第5号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(藤井寺市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第4条の規定による改正前の藤井寺市特別会計条例第1条第2項第4号に規定する病院事業会計の令和5年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

議案第 5 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として藤井寺市胃内視鏡検診運営委員会及び藤井寺市民間保育施設設置・運営事業者選考委員会を設置するとともに、当該委員会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|    |                        |                                  |
|----|------------------------|----------------------------------|
| 市長 | 藤井寺市健康増進計画・食育推進計画策定委員会 | 市の健康増進計画・食育推進計画策定等に関する調査審議に関する事務 |
| 市長 | 藤井寺市児童福祉審議会            | 児童福祉についての調査審議に関する事務              |

」

を

「

|    |                         |                                      |
|----|-------------------------|--------------------------------------|
| 市長 | 藤井寺市健康増進計画・食育推進計画策定委員会  | 市の健康増進計画・食育推進計画策定等に関する調査審議に関する事務     |
| 市長 | 藤井寺市胃内視鏡検診運営委員会         | 胃内視鏡検診の実施運営等についての必要事項の調査審議に関する事務     |
| 市長 | 藤井寺市児童福祉審議会             | 児童福祉についての調査審議に関する事務                  |
| 市長 | 藤井寺市民間保育施設設置・運営事業者選考委員会 | 民間保育施設設置・運営事業者の選考に関する必要事項の調査審議に関する事務 |

」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

|                       |    |        |
|-----------------------|----|--------|
| 民間保育施設設置・運営事業者選考委員会委員 | 日額 | 9,500円 |
|-----------------------|----|--------|

別表健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

|               |    |        |
|---------------|----|--------|
| 胃内視鏡検診運営委員会委員 | 日額 | 9,500円 |
|---------------|----|--------|

議案第 6 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に  
ついて

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

法務の専門知識をもって自治体法務に関する助言・指導等を行う職員を任用する  
ため、当該職員の報酬額を定める改正を行うものである。



藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表行政不服等審査会委員の項の次に次のように加える。

|       |    |         |
|-------|----|---------|
| 法務専門員 | 日額 | 35,000円 |
|-------|----|---------|

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第7号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

給与制度の適正化を行うため、高齢層職員に対する国基準の昇給抑制措置の導入、期末手当及び勤勉手当への役職加算における経験年数的要件の廃止並びに勤勉手当額を算出する際の基礎額における扶養手当算入の廃止を行うものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「に関する前項の規定の適用」を削り、「同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする」を「規則で定める場合を除き、第1項の規定による昇給は行わない」に改める。

第24条第5項中「5等級」を「4等級」に改める。

第25条第3項を次のように改める。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

第25条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「同条第1項後段、第2項及び第3項」を「同条第1項後段、第2項及び第4項」に改め、同条第2項中「（前条第1項の規定により準用する給与条例第24条第4項の規定による期末手当基礎額と同額とする。以下この項において同じ。）」を削る。

第29条の2第1項中「同条第1項後段、第2項及び第3項」を「同条第1項後段、第2項及び第4項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第25条第3項中「給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日前6か月以内の

パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

同条第2項中「（前条第1項の規定により準用する給与条例第24条第4項の規定による期末手当基礎額と同額とする。以下この項において同じ。）」を削る。

議案第 8 号

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日付けで実施する組織機構改革に伴い、藤井寺市特別職報酬等審議会の庶務を行う課について、「政策企画部人事課」から「総務部人事課」に変更するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

藤井寺市特別職報酬等審議会条例（昭和42年藤井寺市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「政策企画部人事課」を「総務部人事課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

勤勉手当の支給基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員に対し、勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を削る。

第6条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第10号

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令161号）により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正されることに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」

を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(8) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識する

ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 1 1 号

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令 1 6 1 号）により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号）の一部が改正されることに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年藤井寺市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分

中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができ



るものとする。

- (7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - a 利用者の心身の状況が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
  - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第30号中「指定介護予防支援事業者から」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

第 9 期藤井寺市いきいき長寿プランの策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までにおける介護保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 号）により介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部が改正されたことに伴い、介護保険の第 1 号被保険者に係る保険料の多段階化等の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「34,944円」に改め、同項第2号中「50,400円」を「49,920円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「52,992円」に改め、同項第4号中「64,800円」を「69,120円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「92,160円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「93,600円」を「99,840円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「108,000円」を「115,200円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「122,400円」を「130,560円」に改め、同号ア中「4,500,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「133,200円」を「145,920円」に改め、同号ア中「4,500,000円」を「4,200,000円」に、「7,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11号中「144,000円」を「199,680円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 161,280円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 176,640円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 184,320円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 192,000円

ア 合計所得金額が8,200,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「21,888円」に改め、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「21,888円」に、「32,400円」を「34,560円」に改め、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「21,888円」に、「50,400円」を「52,608円」に改める。

第10条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第8条第1項第6号から第10号まで」を「第8条第1項第6号から第14号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤井寺市介護保険条例第8条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 13 号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令 161 号）により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部が改正されることに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項第5号中「第67条」を「第67条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第26条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第44条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第28条第11項」を「第28条第10項」に改め、同項第7号中「に規定す

る」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第50条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第53条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。



第61条の19第2項中「その完結の日から」を「当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第61条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の37第2項中「その完結の日」を「当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第2項中「施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第68条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第81条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第85条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第94条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等

を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第108条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第109条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第113条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第123条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第127条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長

に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中「及び第106条」を「、第106条及び第108条の2」に改める。

第132条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第149条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第101条」を「、第101条及び第108条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興

感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第61条の17第1項から第4項まで」を「、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第108条の2」を加える。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第108条まで」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第36条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

##### （身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、改正後の藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（以下「新条例」という。）第94条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第108条の2（新条例第130条、第151条、第179条、第191条、第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

##### （協力医療機関との連携に関する経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第174条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。



## 議案第 1 4 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令 1 6 1 号）により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）の一部が改正されることに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 4 3 条第 1 1 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 4 3 条第 1 4 号中「第 1 2 号」を「第 1 4 号」に改め、同号を同条第 1 6 号とし、同条中第 1 3 号を第 1 5 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 4 5 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第 4 6 条第 1 項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 8 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 8 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 4 9 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第 6 0 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつ

た場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第33条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、改正後の藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第15号

藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

国民健康保険財政調整基金を繰り出すことができる場合の規定について、大阪府国民健康保険運営方針（令和5年12月19日策定）の規定に基づいた対応ができるよう、改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例（昭和58年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険における保険給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てるため」を「本市の国民健康保険事業の健全な運営に資するため」に改める。

第2条中「予算」を「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、国民健康保険事業費納付金の不足額へ充当する場合、保健事業に要する費用に充てる場合その他の国民健康保険事業の健全な運営に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第16号

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部  
改正について

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

固定資産税の評価額、地価に対する賃料の水準の変動等を勘案し、道路占用料及  
び流水占用料等を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部  
を改正する条例

(藤井寺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 藤井寺市道路占用料条例（昭和34年藤井寺市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

道路占用料金表

| 占用物件               |                       | 単位               | 占用料          |        |
|--------------------|-----------------------|------------------|--------------|--------|
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱                    | 電柱               | 3,800円       |        |
|                    |                       | 支柱               | 3,800円       |        |
|                    |                       | 支線柱              | 1,800円       |        |
|                    |                       | 支線               | 740円         |        |
|                    | 電話柱                   | 電話柱              | 1本につき1年      | 2,200円 |
|                    |                       | 支柱               |              | 3,100円 |
|                    |                       | 支線柱              |              | 1,700円 |
|                    |                       | 支線               |              | 740円   |
|                    | その他の柱類                |                  |              | 220円   |
|                    | 共架電線その他上空に設ける線類       |                  | 長さ1メートルにつき1年 | 22円    |
|                    | 地下電線その他地下に設ける線類       |                  |              | 14円    |
|                    | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 |                  | 1個につき1年      | 4,400円 |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱      |                       | 1,900円           |              |        |
| その他のもの             |                       | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 4,400円       |        |

|                   |              |                            |              |        |
|-------------------|--------------|----------------------------|--------------|--------|
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 水管、下水道管、ガス管等 | 外径が0.07メートル未満のもの           | 長さ1メートルにつき1年 | 92円    |
|                   |              | 外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの |              | 140円   |
|                   |              | 外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの |              | 200円   |
|                   |              | 外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの |              | 270円   |
|                   |              | 外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの |              | 400円   |
|                   |              | 外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの |              | 530円   |
|                   |              | 外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの |              | 920円   |
|                   |              | 外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの |              | 1,400円 |
|                   |              | 外径が1.00メートル以上のもの           |              | 2,700円 |

|   |                          |                          |                  |        |
|---|--------------------------|--------------------------|------------------|--------|
|   | マンホールその他これに類するもの         |                          |                  | 1,400円 |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設                      |                          |                          |                  | 4,400円 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設                           | 上空に設ける通路                 |                          | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 2,200円 |
|   | 地下に設ける通路                 |                          |                  | 1,400円 |
|   | その他のもの                   |                          |                  | 4,400円 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設                           | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの |                          | 占有面積1平方メートルにつき1日 | 44円    |
|   | その他のもの                   |                          | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 440円   |
| 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件 | 看板(アーチであることを除く。)         | 一時的に設けるもの                | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 440円   |
|   |                          | その他のもの                   | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 4,400円 |
|   | 標識                       |                          | 1本につき1年          | 3,500円 |
|   | 旗ざお                      | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日          | 44円    |
|   |                          | その他のもの                   | 1本につき1月          | 440円   |
|   | 幕                        | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 44円    |

|                                   |     |           |                     |          |
|-----------------------------------|-----|-----------|---------------------|----------|
|                                   |     | その他のもの    | その面積1平方メートルにつき1月    | 440円     |
|                                   | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月             | 4,400円   |
|                                   |     | その他のもの    |                     | 2,200円   |
| 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |     |           | 占用面積1平方メートルにつき1月    | 440円     |
| その他のもの                            |     |           | 1メートル又は1平方メートルにつき1月 | 440円以内の額 |

(藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第2条 藤井寺市準用河川占用料徴収条例（平成12年藤井寺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1年につき」を削り、「許可を受けた者」を「法第23条又は法第24条の規定に基づく許可を受けた者」に改める。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 占用物件            |     | 単位      | 占用料    |
|-----------------|-----|---------|--------|
| 電柱              | 電柱  | 1本につき1年 | 3,800円 |
|                 | 支柱  |         | 3,800円 |
|                 | 支線柱 |         | 1,800円 |
|                 | 支線  |         | 740円   |
| 電話柱             | 電話柱 |         | 2,200円 |
|                 | 支柱  |         | 3,100円 |
|                 | 支線柱 |         | 1,700円 |
|                 | 支線  |         | 740円   |
| その他の柱類          |     |         | 220円   |
| 共架電線その他上空に設ける線類 |     | 長さ1メートル | 22円    |

|                          |                            |                      |
|--------------------------|----------------------------|----------------------|
| 地下電線その他地下に設ける線類          | につき1年                      | 14円                  |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所    | 1個につき1年                    | 4,400円               |
| その他のもの                   | 占有面積1平方メートルにつき1年           | 4,400円               |
| 水管、下水道管、ガス管等             | 外径が0.07メートル未満のもの           | 92円                  |
|                          | 外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの | 140円                 |
|                          | 外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの | 200円                 |
|                          | 外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの | 270円                 |
|                          | 外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年<br>400円 |
|                          | 外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの | 530円                 |
|                          | 外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの | 920円                 |
|                          | 外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの | 1,400円               |
|                          | 外径が1.00メートル以上のもの           | 2,700円               |
|                          | マンホールその他これに類するもの           | 占有面積1平方メートルにつき1年     |
| 工所用板囲、足場、詰所その他の工所用施設     | 占有面積1メートル又は1平方メートルにつき1月    | 440円                 |
| 土石、竹木、瓦その他の工所用材料         |                            |                      |
| 橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する工作物 | 占有面積1平方メートルにつき1年           | 360円                 |

|                  |                     |       |
|------------------|---------------------|-------|
| 工作物の設置を伴わない土地の占用 | 1 平方メートル<br>につき 1 年 | 7 5 円 |
|------------------|---------------------|-------|

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正されたことに伴い、条例中の引用部分に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。



藤井寺市条例第 号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年藤井寺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

市道路線の認定、一部廃止及び変更について

次のとおり路線を認定、一部廃止及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 認定路線

| 路線名     | 起 点<br>終 点                     | 重要な経過地 |
|---------|--------------------------------|--------|
| 津堂58号線  | 津堂1丁目528番2先<br>津堂1丁目528番2先     | ———    |
| 津堂59号線  | 津堂2丁目8番4先<br>津堂2丁目8番4先         | ———    |
| 西古室32号線 | 西古室1丁目30番3先<br>西古室1丁目30番3先     | ———    |
| 藤ヶ丘53号線 | 藤ヶ丘4丁目418番10先<br>藤ヶ丘4丁目418番12先 | ———    |

2 一部廃止路線

| 路線名     | 新旧別 | 起 点<br>終 点                     | 重要な経過地 |
|---------|-----|--------------------------------|--------|
| 小山4号線   | 新   | 小山3丁目201番先<br>小山3丁目215番先       | ———    |
|         | 旧   | 小山3丁目202番先<br>小山3丁目172番1先      | ———    |
| 恵美坂25号線 | 新   | 恵美坂1丁目121番49先<br>恵美坂1丁目121番58先 | ———    |
|         | 旧   | 恵美坂1丁目121番49先<br>恵美坂1丁目463番1先  | ———    |

### 3 変更路線

| 路線名      | 新旧別 | 起<br>終<br>点<br>点               | 重要な経過地 |
|----------|-----|--------------------------------|--------|
| 小山153号線  | 新   | 津堂1丁目528番2先<br>小山4丁目325番1先     | _____  |
|          | 旧   | 津堂1丁目529番2先<br>小山4丁目325番1先     | _____  |
| 道明寺102号線 | 新   | 道明寺4丁目162番13先<br>道明寺4丁目165番2先  | _____  |
|          | 旧   | 道明寺4丁目162番13先<br>道明寺4丁目162番5先  | _____  |
| 藤ヶ丘50号線  | 新   | 藤ヶ丘4丁目419番16先<br>藤ヶ丘4丁目418番14先 | _____  |
|          | 旧   | 藤ヶ丘4丁目419番16先<br>藤ヶ丘4丁目419番4先  | _____  |

#### 提案理由

開発行為の完了等による市道路線の認定及び変更並びに一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線の一部廃止を行うものである。